



長野県が照会した「我が国の T P P 交渉参加に関する疑問点」に対する内閣官房の回答について

県では 3 月 2 7 日付けで「我が国の T P P 交渉参加に関する疑問点」を内閣官房長官あてに照会したところですが、これに対して内閣官房から別添のとおり回答がありました。

長野県企画部企画課調整係

(課長) 角田 道夫

(係長) 合津 俊雄 (担当) 近藤 浩

電話(代): 026-232-0111 (内線 3717)

電話(直): 026-235-7018

FAX: 026-235-7471

長野県が照会した「我が国のTPP交渉参加に関する疑問点」に対する内閣官房の回答のポイント

【日時・場所】平成25年3月27日（水）11:00～12:00 内閣府本府

【対応者】内閣官房副長官補室 中川 周 企画官

【訪問者】企画部企画課 岩嶋 敏男 企画参事兼企画課長

（注）回答は、内閣官房からの口頭での説明を当県で整理したもの。

また、疑問点と回答の詳細は別添のとおり。

【全体的事項】

○政府統一試算の詳細な内容を提供していただきたい。

<回答>

- 国が試算に使用したG T A P（国際貿易分析プロジェクト）モデルは、国対国の関係で関税が下がった場合の効果を計算するもの。国内の地方別モデルはない。
- 産業別の試算では部門別の生産額等統計数値を使うが、使用する係数による誤差が大きいため、産業別の数値は「公表しない」ことにしている。

○今後の情報提供はどのように行う予定か。

<回答>

- 地方で説明する機会も作るようになると思う。

○米国、豪州、NZとの協議の状況は。また、カナダ、メキシコについては。

<回答>

- 協議中。カナダ、メキシコについて、協議は要らないという話もあるが不明。

○新規交渉参加国に対する制約についての報道の真否は。その場合、我が国にとって不利益となる内容は。

<回答>

- 遅れて入ったら既決事項を覆せないのは事実だが、現時点での情報では多くの事柄がまだ決まっていない。物品、投資・サービス、政府調達など難しい分野は最後まで残る。

【物品市場アクセス】

○関税撤廃の例外について、政府としては何を設定しようとしているのか。また、他国が例外にしようとする分野はどこか。

<回答>

- 「重要品目」は想像できると思うが、交渉の話であり「これらが聖域」と言った瞬間に足許を見られてしまうので、政府としては最後の最後まで言わないと思う。
- 他国の状況について、米国は米豪F T A（自由貿易協定）で例外にした砂糖を再議論する予定はないという情報はある。各国ともセンシティブなものがある。

○現在、輸入小麦・大麦等から徴収しているマークアップ（政府売渡価格に上乗せする経費。政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当）の取扱いはどうなるのか。

<回答>

●関税撤廃すれば当然なくなるが、他方、小麦・大麦をどうするかは今後の交渉次第。

○貿易自由化により廉価な部品等の流入増が見込まれるが、中小・零細企業の保護対策はどうか。また、非関税障壁の撤廃についてはどうか。

<回答>

●日本の鉱工業品で関税が残っているのは皮革製品と繊維くらいで、廉価な部品等の流入は考えられない。逆に、相手国関税がなくなり、輸出増を期待。

●非関税障壁については、交渉次第。

【衛生植物検疫】

○TPP参加により食品輸入量が増加すると、輸入食品の検査割合が更に低くなるが、政府としてはどのような影響を想定しているか。また、影響を回避するためにどのような対策をとるのか。

<回答>

●前政権、現政権とも国民の健康・安全をおろそかにしないと言っており、そこは当然きちんとしていくということに尽きる。

○TPP協定に参加することで食品安全基準が緩和され、食の安全・安心が損なわれることを懸念する声があるが、政府としては現時点の交渉状況をどのように認識しているか。

<回答>

●WTOのSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）は加盟国に対し以下を求めている。

- ・食品安全検査・検疫の自国の産業保護への適用は不可
- ・基準は国際基準に則したものにすべき。ただし、各国の判断でより高い基準の適用は可能で、その場合は国際的に説明が必要

●日本の輸入牛肉の検査基準は、WTOの規定上認められた権利。

●交渉では、少なくともBSEの月齢や残留農薬など個別具体的な事項を書き込むようなことは話題にはなっておらず、枠組みについて議論している模様。

【貿易の技術的障害（TBT）】

○国際標準に整合しない法令やJIS規格等の取扱いはどうなるのか。

<回答>

●相手国の基準は二国間の問題。各国の分野ごとの個別基準は数百～数千に及び、（TPP交渉で）個別に規定を定めることは考え難い。

【政府調達】

○TPP協定での地方政府の取扱いはどうなるのか。また、地元企業を優先発注する政策（官公需、障害者関連事業所等）を維持することは可能か。

<回答>

- WTO政府調達では地方政府23億円との基準額が設定されたが、この分野に外国企業が入ったのは過去4～5年ゼロ。基準額が下がると利益が薄くなるため外国企業が入るか疑問。
- 地元企業優先発注の可否について、日本は既にWTOの政府調達協定に入り、開いている。一方途上国では開けていないため、日本にとっては「攻め」の分野。

【知的財産】

○交渉ではどのように議論されているか。

<回答>

- 交渉内容はわからない。偽造品、海賊版、商標権侵害など、中国や東南アジアでは酷い状況。ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）並みの保護を求めるべき分野。

【越境サービス貿易】

○資格・免許の相互承認について、現時点での議論の状況は。また、相互承認により国内法に基づく有資格者等のみが行える行為を他国の有資格者も行えることとなるのか。

<回答>

- 相互承認はEPA（経済連携協定）の枠で決まることはほとんどない、どの国にとっても難しい問題。特に日本の場合、言語の問題が強い。
- 世論の関心が高い、医者・看護師、弁護士などについて、日本の国内資格を満たさない人を認めるといことは考え難いし、おそらく議論にもなっていない。

【商用関係者の移動】

○手続きが簡素化される対象等、この分野での交渉の詳細はどうなっているか。

<回答>

- 交渉内容の詳細はわからない。協定上定められれば非常に大きい話で、日本としては取りに行く分野。

○単純労働者については、現時点でも「議論の対象外」となっているか。

<回答>

- 日本は単純労働者を一切認めておらず、全面的な受入れはあり得ない。TPP参加国でそれを求める国もない。

【金融サービス】

○TPP協定に参加することで、国民皆保険制度の崩壊を懸念する声があるが、政府としては現時点の交渉状況をどのように認識しているか。

<回答>

- 各国にも公的保険制度はある。米国も国民皆保険を対象としないと明言している。
- 薬価制度については、交渉で相当議論になっているという情報がある一方、議論すら拒否している国もある模様で、注視する必要がある。

【投資】

○国内各地の特性に応じた、国内法令の範囲内で行われる地方政府の環境政策等について、ISDS（投資家対国家の紛争解決）手続きにより損害賠償を求められたり、政策の変更（廃止）を求められる可能性はあるか。あるとすれば、どのようなケースが考えられるか。また、現時点での交渉内容や政府の交渉方針はいかがか。

<回答>

- 投資・サービスでの原則は「最恵国待遇（他の外国人より冷遇しない）」と「内国民待遇（日本人と同様に扱う）」。日本が締結したEPAでは両方認めた上で、土地取引やエネルギー産業、安全保障関連などは規制できるよう留保してある。
- 日本人に与えていない権利を外国人に与えることはない。ISDSの対象は投資に係るもので、例えば狂牛病発生を受けBSE検査の月齢を引き下げたとしても訴えられない。
- 米国にだけ有利な規定ではないし、ISDS条項を入れることに反対する国もあり、一方で乱訴が起きないように審議の透明性を高めることが議論されている模様。
- 我が国としては、要るかどうかも含めてきちんと議論する必要がある。

○現在全国各地で実施されている農産物の地産地消の取組や地域木材の率先利用、地元企業の優先確保等の取組について、TPP協定に参加すると内国民待遇違反として仲裁に提訴されるのではと懸念する声があるが、そうした可能性はあるのか。

<回答>

- 例えば、地産地消の補助金制度があり、他県に米国食品企業が進出し長野県に食品を出そうとしたが補助金が出ないので訴えたとしても、それは内国民待遇違反ではないと論理的にはなるはず。

○水道事業は市町村経営が原則、市町村以外の者が水道事業を行う場合は区域の市町村の同意を得ることが必要とされているが、TPP交渉でこうした規定の変更（撤廃）を求められる可能性はあるか。

<回答>

- これまでもインフラ・公共事業、通信、水道、エネルギー、安保等は投資サービスの章で必ず留保している。

【労働】

○この分野では、貿易や投資促進のため労働基準を緩和しないことが議論されているとのことだが、現在の交渉でも引き続きその方向で議論されているのか。また、今後我が国が交渉に参加した場合の方針はいかがか。

<回答>

- 日本の労働基準は世界の中で相当高いレベル、日本が心配する分野ではない。
- 労働基準は二国間・多国間協定で決めたことはないし、ILO（国際労働機関）と異なる基準は考え難い。

長野県が照会した「我が国のTPP交渉参加に関する疑問点」に対する内閣官房の回答

【日時・場所】平成25年3月27日（水）11:00～12:00 内閣府本府

【応対者】内閣官房副長官補室 中川 周 企画官 【訪問者】企画部企画課 岩嶋 敏男 企画参事兼企画課長

【全体的事項】

内 容	内閣官房回答※
<p>（政府統一試算の詳細な内容）</p> <p>○3月15日に政府統一試算が公表されたが、現在公表された内容だけでは試算の前提となる条件設定や詳細な試算方法などわからない点があるため、以下の資料を提供していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試算の際に利用した産業部門別の生産額等のデータ ・ 農林水産物の試算の前提条件の詳細な情報 <p>○農林水産物生産額が3.0兆円減少するとの試算に関連して、以下の点についての影響をどのように見込んでいるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産面積、生産数量、生産者の減少、品目転換による影響 ・ 食品産業、生産資材、農機具など関連産業に与える影響 ・ 中山間地域等の農村社会に与える具体的な影響 	<p>○都道府県の独自試算について、これまでに13県が試算を公表していると承知。</p> <p>○国では以前、内閣官房がG T A P（Global Trade Analysis Project：国際貿易分析プロジェクト）モデルを使って試算し、農水省が全世界を対象に積み上げ方式で出し、経済省は経済省で「TPPに入らないとこんな損が出る」と出したため、相当批判を浴びた。それを踏まえ今回統一試算を発表。農水省も11か国に絞り、かつそれなりに緻密な前提を置いて試算し、それとマクロ経済モデルを上手く合わせる形とした。</p> <p>○G T A Pモデルは、国ごとのデータを使い、国対国の関係で関税が下がった場合の効果を計算するもの。日本政府独自のモデルではなく、G T A Pの学者の集まりの中で合意した係数（代替率など）を使用。各国が関税をゼロにした場合、日本では輸出入とも増加。農産物に限って言えば輸入が増えるが、その時にどれくらい転換するのかという率（係数）は日本政府が勝手に設定できるものではなく、学者達の中で合意された係数を使わなくてはならない。だからこそ、公平かつ妥当なモデルとされているところ。国内の地方別モデルというものはそもそもない。</p> <p>○試算をするに当たっては、まず個々の部門別の生産額等の統計数値を使うが、どれくらい代替するのかは、相当ブレが生じる。それだけ出すと、相当な誤解を生じかねない。「何故G T A Pモデルが長らく使われているか」というと、産業別には凸凹が出るが、ならずとその凸凹がある程度中和され、全体としてはそれなりに妥当と思われる数値が出てくるといった性質のものだから。</p> <p>○産業（セクター）別の試算について。農産物については3月15日出した試算を参照。なお、3.0兆円は生産額であり、G T A Pで試算した付加価値ベースの数値と同列に論じられる</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答※
	<p>ものではない。また、今回農水省が積み上げで出したものを全産業で出せるものではない。基本的に、日本は第二次・第三次産業が強く、第一次産業は弱い、産業別の数値は相当ブレがあり、それを出しても全く意味をなさないし、政府としても「だいたいこれくらい」とすら言いようもないため、方針として「公表しない」ことにしている。</p> <p>○そもそも、いろんな「前提」を置いた「試算」であることに留意。ある日いきなり関税がゼロになることはそもそもあり得ないし、前提としている「雇用は一定」ということも実際にはあり得ない。G T A Pモデルでの試算はあくまでも経済理論上こうなるという結果であり、それが国にとって望ましいものではないし、政府が「そうします」という政策とも全く別であることを御理解いただきたい。総理も記者発表、国会答弁などで「極端な前提を置いた試算である、実際にはそうはならないし、そうはしない」と明言している。</p>
<p>(今後の情報提供のあり方)</p> <p>○3月15日、安倍総理はTPP交渉参加表明記者会見で「(TPPについての) 様々な懸念を耳にする中、国民には今後状況の進展に応じて、丁寧に情報提供することを約束する」と述べたが、具体的に今後の情報提供の方法はどのように行う予定か。</p>	<p>○政権が変わり、我々から見てもびっくりするくらいのスピードで物事が動いている。過日、主要閣僚会合を開催し、対外的な「交渉チーム」と、国内の調整や広報など行う「分野別チーム」などの体制づくりを進めつつあるところ。情報提供については、総理の強い指示なので、引き続いてやっていく。未定だが、地方で説明する機会も作っていくことになると思う。</p>
<p>(我が国の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場)</p> <p>○我が国のTPP交渉参加については、米国、豪州、ニュージーランド(NZ)からの支持が表明されておらず、協議が継続していると認識しているが、現時点での状況はいかがか。またカナダとメキシコが新たに交渉に参加したが、これらの国からも支持を得る必要があるのか。両国との具体的な協議状況はいかがか。</p>	<p>○まさに協議をしているところ。カナダ、メキシコについて、TPPではNZが寄託国(できあがった条約を寄託(管理)する国)になっているが、WTO(世界貿易機関)と違い事務局的に仕切るところがない。協議は要らないという話もあるが、わからない。ただ、カナダ、メキシコが日本の参加に強い反対があるようなことはないであろう。</p>
<p>(新規交渉参加国に対する制約)</p> <p>○報道によれば、TPP交渉に新たに参加する国に対しては、</p>	<p>○総理自身も「遅れて入ったら、既に決まっていることをひっくり返せないというのは厳しい</p>

※回答は、内閣官房からの説明(口頭)を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答※
<p>①包括的で高いレベルの貿易自由化を約束する、②合意済の部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さない、③交渉の進展を遅らせない、という条件がついているとのことだが、その真否はいかがか。また、仮に事実であるならば、我が国にとって不利益となる内容はこういったことか。</p>	<p>現実としてある」と述べたところ。</p> <p>○ただ、我々が現時点で得ている情報では、多くの事柄がまだ決まっていない。最新の情報だと、完全に合意したのは中小企業章（中小企業にとって使い勝手のいい協定にしようというもの）、シンガポール会合では「電子商取引」「SPS（衛生植物検疫）」はある程度煮詰まったので、これ以上条文で交渉せず最後まで対立点はとっておこうという話になった模様。この手の交渉は簡単なものから片付いていくが、物品、投資・サービス、政府調達など、難しいものは最後まで残る。例えば政府調達はベトナムやマレーシアにしてみるととても大変な話であり、会合後の参加国の記者会見を見ても「全然まとまっていない」ことが見て取れる。こうしたものは論点を絞って行って、最後に一括で取り決めをするのが普通。</p> <p>○「今更参加してどうにかなるのか」という声もあるが、今のところ決まっている部分の方が少ないし、例えば電子商取引については日本ほどオープンで強い国はない。</p> <p>○参加各国首脳は今年中にまとめると言っているが、貿易をやったことのある人間からすると、「こんなに論点が残っているのに、あと2、3回の会合でまとめるのは無理では」という印象。ちなみに昨年も「年内にまとめると言っていて、一昨年も同様のことを言っていた。</p>

【物品市場アクセス】

内 容	内閣官房回答
<p>（関税撤廃に係る交渉方針等）</p> <p>○関税撤廃の例外について、政府としては例外とすべき品目（タリフライン）を何に設定しようとしているのか。また、他国が自由化の例外としようと考えている分野等はあるのか。</p>	<p>○総理が日米首脳会談で「聖域無き関税撤廃が前提ではない」という言質を紙で取ってきたのは大きな外交成果だが、聖域を確保できるかは交渉の中の話であって、共同声明でも「交渉の結果次第」としている。</p> <p>○皆さんもある程度「重要品目が何か」は頭に浮かぶかと思うが、交渉の話であり、「これらが聖域」と言った瞬間に足許を見られて終わってしまうので、政府としては最後の最後まで言わないと思う。逆に、国内でいろんな意見が出てくることは結構だし、それらは政権の中で共有されていくと考える。</p> <p>○他国が自由化の例外にしようと考えている分野について、米国は米豪FTA（自由貿易協定）</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
	<p>で砂糖を例外にしており、これを再度議論する気はないという情報は入っている。シンガポール会合後の各国の記者発表でも「物品はいろんな議論がある」とされており、詰まるところ各国ともセンシティブなものがあるということ。それについて、除外なのか、10年を超える超長期の撤廃期間なのか、それはわからないが、まさにそういう議論をしていると思われる。米国自身も「センシティブ分野がある」と共同声明の紙で認めている。</p>
<p>(マークアップの取扱い) ○現在、輸入小麦・大麦等から徴収しているマークアップ（政府売渡価格に上乘せする経費。政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当）の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>○関税撤廃すれば当然なくなるが、他方、小麦・大麦をどうするかは交渉の中の話。そもそも、撤廃されるか否かに関わらず、農政改革の中でどうなるのかということもあるのではない。今この時点でどうとも言いようがない。</p>
<p>(関税撤廃した場合の対策) ○貿易自由化により廉価な部品等の流入増が見込まれるが、下請型の中小・零細企業の保護対策について伺いたい。 ○非関税障壁の撤廃にあたり、懸念事項への対策について伺いたい。（【例】危険貨物輸入、食品検査に関する過度な規制緩和 等） ○牛肉等に係る関税収入を特定財源とする肉用子牛等対策等、関税を特定財源として行われている国内対策について、関税撤廃によりこれらの財源が喪失した後の対応はどのようにしていくのか。</p>	<p>○日本の鉱工業品で関税が残っているのは皮革製品と繊維くらいなので、関税撤廃による廉価な部品等の流入というのは考えられない。逆に、相手国での関税がなくなり、輸出機会が増えることを期待。特に途上国で鉱工業品の関税が高く、ベトナムでは自動車の関税は100%近くとなっているが、関税撤廃により、例えばトヨタに部品を卸している中小企業には裨益する部分が多いのではないかと。中小零細企業の振興ということ言えば、TPPよりもまさに景気との関係での国内の話。 ○非関税障壁については、交渉次第。 ○関税を特定財源として行われる国内対策については、上記の関税撤廃の話と同じ。守るものは守るが、交渉の中で決まること。</p>

【衛生植物検疫（SPS）】

内 容	内閣官房回答
<p>(輸入食品の検査体制) ○輸入食品の検査件数は届出件数の約11%（平成23年度）となっているところ、TPP参加により食品輸入量が増加</p>	<p>○検体をどの程度抽出するかという話。前政権、現政権とも国民の健康・安全をおろそかにしないと言っており、そこは当然きちんとやっていくことに尽きるのでは。</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
<p>するとその割合が更に低くなることから、食品の安全確保面を懸念する声があるが、この点について政府としてはどのような影響を想定しているか。また、影響を回避するためにどのような対策をとるのか。</p>	
<p>(食品の安全基準) ○TPP協定に参加することで食品安全基準が緩和され、それにより食の安全・安心が損なわれることを懸念する声があるが、政府としては現時点の交渉状況をどのように認識しているか。</p>	<p>○簡単に言えば、WTOのSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）では、加盟国は①食品安全検査・検疫を自国の産業保護のために使ってはならない、②その基準は国際基準に則ったものでなければならない、③ただし各国は、各国の判断でより高い基準を適用することができる、④ただしその場合、国際的に説明できなければならない、となっている。日本は安全への意識が高いので、例えば、輸入牛肉について世界基準より高めに20箇月齢で検査していたが、国際基準や科学的見地、今のBSE（牛海綿状脳症）発生率に鑑みて、このほど30箇月齢としたところ。こうした基準設定はWTO上認められた権利。よく米国が引き合いに出されるが、米国がWTOの権利を浸食するようなことを提案するようなことは考えられないし、事実、そういう話はされていないとのこと。</p> <p>○条約は脱退しない限り永続的に続くものであり、少なくともBSEの月齢や、残留農薬など個別具体的な事項を書き込むようなことは話題にはなっていない。WTOの枠組みを基本としつつ、TPPとしてプラスアルファの部分があるかというフレームワークについて議論している模様。</p>

【貿易の技術的障害（TBT）】

内 容	内閣官房回答
<p>(国際標準に整合しない法令やJIS規格等の取扱い) ○水道法に基づく水質・施設等の基準や水質検査方法について、現時点でISO等の国際標準と整合していないが（我が国の基準の方が厳しい内容）、TPP交渉においてこうした基準の引下げ等を求められる可能性はあるか。</p>	<p>○各国で基準を決めて、それに適合しない輸入品を排除するのは障害である、というのがTBT（貿易の技術的障害）章の存在する趣旨。WTOでもずっと議論されている。</p> <p>○例えば建築材料について、日EU間でEUが日本の建築基準等を問題としているというのは随分昔からある話で、まさに二国間の問題。現時点ではわからないところもあるが、各国の</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
<p>○建築材料に係るJIS、JAS規定及び住宅等の型式認定は我が国独自のものだが、TPP協定に参加するとこれらの取扱いはどうなるのか。</p>	<p>こうした各分野の個別の基準をリスト化すると数百～数千に及ぶのでは。その一つひとつについて規定を定めることは考え難い。この分野の問題を話し合うフォーマットは決めていくかもしれない。</p>

【政府調達】

内 容	内閣官房回答
<p>(TPP協定での地方政府の取扱い) ○TPP協定においては中央政府だけでなく地方政府も対象になることを懸念する声がある。これについては、昨年2月に当県で実施した政府担当者説明会において、「中央政府について議論中であり、地方政府も対象にすることについては慎重に検討」と回答されたが、現時点ではどのような状況か。</p> <p>(調達の種類・基準額) ○仮に地方政府も対象となる場合、対象となる調達(サービスの種類及び基準金額が現行のWTO政府調達の範囲に比べて拡大する等、どのような見通しを持っているか。また、政府としてはどのような対応を考えているのか。</p> <p>(地元企業の優先発注の可否) ○WTO政府調達に比べて調達の範囲が拡大した場合、例えば地元中小企業に優先的に発注する政策(官公需、障害者関連事業所等)を維持することは可能か。</p> <p>(地域経済への影響) ○政府調達基準がWTOの基準より引き下げられた場合、建設事業者など地元企業の受注機会の減少と、それによる雇用機</p>	<p>○地方政府が対象になるという懸念は我々も承知。地方政府23億円、中央政府7億円というWTO政府調達の基準額になって地方政府の調達に外国企業が入ってきたのは過去4～5年はゼロ。基準額が下がるということは利益が薄くなるので、それで外国企業が入ってくるのか疑問なしとしない。</p> <p>○地元企業優先発注の可否についての懸念。そもそも日本はWTOの政府調達協定に入っているかなり開いている。米国では州の権限が強く全部の州でできていない。日本にとってはむしろ「攻め」の分野。途上国では政府調達の部分を開けておらず(ベトナムはほとんど開いていない)、これが開かれると莫大なインフラ需要が出てくるのではないかと見ている。TPPは11か国で閉じられている訳ではなく、今後インドネシアや中国の加盟も視野に入れば、取りに行く分野。</p>

※回答は、内閣官房からの説明(口頭)を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
<p>会の減少が懸念されるが、政府としては現時点でどのような影響を想定しているか。また、影響を回避するためにどのような対策をとるのか。</p> <p>(事務手続きの簡素化)</p> <p>○WTO政府調達では「40日前公告、外国語表記等」という事務規定があるが、これが簡略化される可能性はあるか。また、政府としてこの簡略化を求めていく考えはあるか。</p>	

【知的財産】

内 容	内閣官房回答
<p>(財産保護の取扱い)</p> <p>○知的財産保護について、交渉ではどのように議論されているか。内容が固まってきている場合、具体的な規定の内容はどうなっているか。</p>	<p>○交渉内容はわからない。最近、日本でも発効したACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）では相当高い保護規定を取っている。EUもACTAには入っていないが、東南アジアや、将来的にはアジア全域で確保していくことが重要。日本では知財に関して「抜かれている」。偽造品、海賊版、商標権侵害など、中国や東南アジアでは酷い状況なので、高いレベルの保護を求めていくべき分野。</p>

【越境サービス貿易】

内 容	内閣官房回答
<p>(有資格者の相互承認等の取扱い)</p> <p>○資格・免許の相互承認について、現時点での議論はどんな状況か。また、相互承認を行う場合、国内法に基づく有資格者等のみが行える行為について、相互承認した他国の有資格者も行えることとなるのか。（例：建築士と建築確認、適合性判定制度との関係等）</p>	<p>○相互承認はEPA（経済連携協定）の枠で決まることはほとんどない、どの国にとっても難しい問題。特に日本の場合、言語の問題が強い。米韓FTAにも相互承認は入っていない。他方、相互承認はできる部分でやっていこうというのはAPECの枠組みでもあり、例えばエンジニアや建築サービスでは言語があまり関係ないのでお互い開いていこうという話はされている。</p> <p>○特に世論の関心の高い、医者・看護師、弁護士など健康生命・生活の安定に係る部分について</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
	<p>て、日本的な意味での資格に足りていない人を認めるということはそもそも考えがたい。TPPで決まると思えないし、おそらく議論にもなっていない。これとフィリピン、インドネシアから看護師を受け入れているのが混同されている。これはまさに極めて密接な両国との二国間の関係と、日本の先進的な医療サービスをアジアに広める、それが将来的には日本の利益にもなっていくという趣旨による。しかも相互承認ではなく、特例でビザを出して候補者を呼び、日本の試験を受験してもらっている。「厳しい」という声も聞こえてくるが、日本語は看護・介護の場でのコミュニケーションには必須。密接な二国間でもそうなのだから、TPPでそこを崩すということはないのと、今の交渉参加国で出稼ぎ政策をとっている国はなく、現在、そもそも要求する国もない。</p>

【商用関係者の移動】

内 容	内閣官房回答
<p>（入国に係る手続きの簡素化） ○手続きが簡素化される対象等、この分野での交渉の詳細はどのような内容になっているか。</p>	<p>○交渉内容の詳細はわからないが、TPPのメリットの一つとして我々も言っている。特に、海外ではビザの更新は先進国でも煩雑で、トラブルも多い。途上国との間では入国管理や査証延長等の手続きの問題は絶えない。協定上定められれば、法的拘束力があり、非常に大きい話。日本としては取りに行く分野。</p> <p>○大手企業は法務部門がしっかりしているからいいが、中小企業に使い勝手がいいかという疑問が交渉参加国にあることから、中小企業章というものができた。こうした手続き簡素化は中小企業にメリット。</p>
<p>（単純労働者の取扱い） ○単純労働者については、平成24年3月時点においても「議論の対象外」となっているが、現時点でも同様の状況か。</p>	<p>○日本はそもそも単純労働者を一切認めていないので、その全面的な受入れなど全くあり得ない。TPP参加国でそれを求める国も存在しない。米国がいかにメキシコからの不法入国者を厳しく取り締まっているかを見れば、安い労働者が入ってくることを認める（求める）ことは考えられない。</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

【金融サービス】

内 容	内閣官房回答
<p>(国民皆保険制度)</p> <p>○TPP協定に参加することで、公的な医療給付範囲の縮小や混合診療の全面解禁、営利企業の医療機関経営参入など、国民皆保険制度の崩壊を懸念する声があるが、政府としては現時点の交渉状況をどのように認識しているか。</p>	<p>○どの国にも公的保険制度はある。日本のように組合から集めたお金でやっているところがあれば、税金を投入している国もある。米国は基本的に自助の国だが、高齢者と低所得者には保険制度がある。</p> <p>○米国はかつて混合診療を認めるべきと言ったことはあり、それが元となって「米国は日本の皆保険制度を崩そうとしている」という話は多々聞かれるが、ここ数年米国は要求していない。米国は国民皆保険を狙っていないし、TPPはそういうものではないと明言している。</p> <p>○最近、医師会が主張しているのは「公的保険制度を直接狙わないのはわかっている。違う面から穴を開けようとしているのではないか」ということ。その一つが薬価制度。厚労省の中医協で、企業が利益を出しつつなるべく安く抑えていくというバランスを見ながら、個別の薬価を設定。米国は新薬製造企業にできるだけ有利な制度を構築したい欲求を持っているようであるが、それによりジェネリック薬品が作りにくくなったり、公的保険の額が上がっていき、結果として日本の公的保険制度が崩されるのではないかという懸念が存在。今のTPP交渉では相当議論になっているという情報と、そもそも薬価の話は貿易の論議ではないと、議論すら拒否している国もある模様。確かに気になる部分ではあるので注視する必要あり。</p> <p>○混合診療そのものは、小泉政権時代に規制改革委員会で議論になり、民主党政権では新成長戦略の中で明記し、自民党政権になりまた規制改革委員会で議論されているが、あくまでも国内の問題。</p>

【投資】

内 容	内閣官房回答
<p>(ISDS (投資家対国家の紛争解決) 手続き)</p> <p>○国内各地の特性に応じた、国内法令の範囲内で行われる地方政府の環境政策等について、ISDS手続きにより損害賠償を求められたり、政策の変更(廃止)を求められる可能性は</p>	<p>○本質的に投資・サービスの章で各国が約束するのは「最恵国待遇(他の外国人より冷遇しない)」と「内国民待遇(日本人と同様に扱う)」ということ。TPPや日本がスイス、ペルーと結んだEPAでは基本的に両方認めた上で、この分野についてはそれを外すという「留保</p>

※回答は、内閣官房からの説明(口頭)を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
<p>あるか。あるとすれば、どのようなケースが考えられるか。</p> <p>○ I S D S 手続きについては、国内企業の海外進出の際のリスク軽減の観点から歓迎する声がある一方、この手続きを利用した乱訴などを懸念する声もあるところ、現時点での交渉での議論の内容や、交渉参加後の政府の交渉方針はいかがか。</p>	<p>表」を付けている。土地取引やエネルギー産業、安全保障関連などはこの表に含まれ、必要であれば規制できるようにしてある。</p> <p>○そもそも、日本人にすら与えていない権利を外国人に与えることは前提とされていない。よく「利益が出なかったら訴えられる」と言われるが、日本人で利益が出なかったからといって訴えられるのか。そんなことを外国人に認めることはあり得ない。逆に、I S D S で訴えられるような事案が発生した場合は、日本人であっても当然国内裁判所に訴えることができるであろう。</p> <p>○我が国は、自民党が強い決議をしているので、要るかどうかも含めてきちんと議論する必要あり。日本国内での反対論を聞くと、要するに「アメリカ」だから懸念が大きいのではないか。日本の15本の投資協定はすべて、E P A はフィリピン以外のものに全部 I S D S 条項を入れているが、我が国が訴えられたことはなく、日本企業が訴えたことが1件あるのみ。政府としては従来あまり心配していなかったところはある。</p> <p>○訴訟大国アメリカなので乱訴のおそれがあるという懸念、それもわかるが米国にだけ有利な規定でもない。T P P の中ではそもそも I S D S 条項を入れることに反対している国もあり、一方で乱訴が起きないように審議の透明性を高めるということが議論されている模様。</p> <p>○また、I S D S の対象は投資に係るもののみ。例えばどこかで狂牛病が発生したので B S E 検査の月齢を20箇月に引き下げたら訴えられるかということ、投資ではないのでそんなことはない。</p> <p>○なお、仲裁裁判所はいくつかあるが、世界銀行の傘下にあるものがよく使われる。何故かといえば、賠償の判決が出た時にそれを履行しない国があると、世界銀行としては「そんな国にはローンを出せない」ということになるからだそう。これにより対途上国では結果に無言の拘束力がつき、判決を履行する率は高くなると聞く。</p>
<p>(地産地消等の取組の取扱い)</p> <p>○現在全国各地で実施されている農産物の地産地消の取組や地域木材の率先利用、地元企業の優先確保等の取組について、T P P 協定に参加すると内国民待遇違反として仲裁に</p>	<p>○日スイス E P A では、一定の範囲の地方政府の規制を留保しているが、T P P でどうなるかはわからない。</p> <p>○例えば、長野県に地産地消を進める補助金制度があったとして、岐阜県に米国食品企業が投</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの

内 容	内閣官房回答
<p>提訴されるのではと懸念する声があるが、そうした可能性はあるのか。</p>	<p>資をして食材工場を造り、長野県に食品を出そうとしたら、「長野県産でないと補助金（奨励金）は出ないのでお宅のものを使わない」と言われ、それを訴えるというケースは考えられるかもしれない。ただ、これが内国民待遇違反になるかという点、日本人が等しくその状況を受け入れている話であり、「日本人じゃないから」差別待遇されたという理由にはならないと論理的にはなるはず。また、岐阜県民が裁判所に「長野県の地産地消の制度はおかしい」と訴えられるかといえば、そんなことは考えられない。いかなる協定であれ、この時代に内国民待遇以上の約束はあり得ない。</p>
<p>(水道法の取扱い) ○水道事業については、水道法において認可が必要とされ、同法に基づき認可区域内で独占的に事業を営むことが認められているところ。また、水道事業は市町村経営が原則であり、市町村以外の者が水道事業を行う場合は区域の市町村の同意を得ることが必要とされているが、TPP交渉でこうした規定の変更（撤廃）を求められる可能性はあるか。</p>	<p>○これまでもインフラ・公共事業、通信、水道、エネルギー、安保等は投資サービスの章で必ず留保している。</p>

【労働】

内 容	内閣官房回答
<p>(労働基準の取扱い) ○この分野では、貿易や投資促進のため労働基準を緩和しないことが議論されているとのことだが、現在の交渉でも引き続きその方向で議論されているのか。また、今後我が国が交渉に参加した場合の方針はいかがか。</p>	<p>○日本の労働基準は世界の中で相当高いレベルであり、この章はむしろ途上国対象。日本が心配する分野ではない。 ○労働基準を一律に決められるのではという懸念について、労働基準の話はこれまで二国間・多国間協定で勝手に決めたこともないのである。むしろILO（国際労働機関）基準に従うということであり、TPPでILOと違う基準を持ち出すということは考えにくい。米国という国は一般に、「不公正なことは許さず」が基本姿勢。不公正な労働基準で安いものを作って輸出するのは認めがたいということ。</p>

※回答は、内閣官房からの説明（口頭）を当県で整理したもの